

報道関係者 各位

平成29年 7月31日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

審査官 増井 啓秀

(直通電話) 03-5403-2205

エクソンモービル（自家用車通勤手当改定）不当労働行為再審査事件 （平成20年（不再）第45号） 命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 三輪 和雄）は、平成29年7月28日までに、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～自動車通勤手当制度を組合との合意を経ることなく実施したことが不当労働行為には該当しないとした事案～

自動車通勤手当制度は、結果として組合との合意を経ることなく実施されたが、経営上の必要性に基づく相応の合理性が認められ、誠実に団体交渉を重ねたものの行き詰まりの状態となるに至った後にされたのであって、組合を他の労働組合と比して殊更に差別的に取り扱ったとはいえず、不当労働行為には該当しない。

I 当事者

再審査申立人：スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合（「組合」）

（大阪府豊中市）、組合員29名（平成29年1月現在）

再審査被申立人：JXTGエネルギー株式会社（エクソンモービル有限会社承継人）

（東京都千代田区）、従業員592名（平成27年末現在）

II 事案の概要

- 本件は、エクソンモービル有限会社（「エクソンモービル」）が、従業員が通勤に自家用車を使用する方法（「マイカー通勤」）を選択した場合の通勤手当の支給方法を、組合との合意を経ることなく、自宅から勤務地までの走行距離に応じて一定の単価を基に算出した金額を支給する制度（自動車通勤手当制度）に変更したことが不当労働行為であるとして、申立てがあった事案である。
- 初審東京都労委は、本件申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として、再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- (1) 自動車通勤手当制度導入の経過についてみると、エッソ石油有限会社（エッソ）及びモービル石油有限会社（モービル）は、東燃ゼネラル石油株式会社（東燃ゼネラル）との事業統合に伴い、上記3社の労働条件を統一する必要性があったことから、経営の選択として、同社の自動車通勤手当制度を導入することを決定したものであって、経営上の必要性に基づく相応の合理性が認められるし、その対象も、組合の組合員のみではなく全従業員を対象として実施されたものであって、組合の組合員をそれ以外の従業員と比較して殊更差別的に取り扱ったものとはいえない。
- (2) また、エクソンモービルは、約2年間にわたり相応の配慮をしながら団体交渉に臨んだものの、組合との考え方の対立点について折り合いがつかなかったことから、やむなく組合の合意なく組合の組合員に対しても自動車通勤手当制度を実施したものであって、交渉の過程において、殊更組合との合意の成立を阻害するような対応をしたとの事情も認められず、むしろ誠実に団体交渉に臨んでいたといえる。
- (3) さらに、そもそも通勤手当は、通勤に要する費用を実費弁償する性質のものであるところ、通勤手段が従業員の選択に委ねられている状況の下で、マイカー通勤を選択した者について、自宅から勤務地までの走行距離に応じて一定の単価を基に算出した金額を支給するとの算定基準によること自体が直ちに不合理とはいえず、また、この算定基準の具体的内容が、実費弁償の趣旨から逸脱しているとみられるような事情は、証拠上認められない。
- (4) 以上のことを併せ考慮すると、組合の組合員に対する自動車通勤手当制度の実施は、通勤手当の減額幅が小さいとはいえないこと、結果として組合との合意なく実施されたことのほか、従前の労使関係の経緯を考慮しても、それだけでは組合を敵視ないし否認する意図でされたものとはいえず、組合の組合員であるが故をもって行われたものとはいえない。
- (5) また、組合の組合員に対する自動車通勤手当制度の実施は、エクソンモービルが組合に対し相応の配慮をしながら誠実に団体交渉を重ねたものの行き詰まりの状態となるに至った後にされたものであって、組合を他の労働組合と比して殊更に差別的に取り扱ったとはいえず、組合の活動や運営等に影響を与えるおそれがあったとするような事実は証拠上認められない。
- (6) よって、エクソンモービルが自動車通勤手当制度を実施したことは、労働組合法7条1号の不利益取扱い及び同条3号の支配介入には該当しない。

【参考】

初審救済申立日 平成16年3月15日（東京都労委平成16年(不)第15号）
初審命令交付日 平成20年11月19日
再審査申立日 平成20年12月1日